

行政事例No.(2)-97

事例項目	保育所等の利用者負担額の算定誤りについて	
事例発生日等	令和5（2023）年3月	
担当課	こども部 保育幼稚園課	
事例概要	発生までの経過	①令和5（2023）年3月28日（火）、令和5年度利用者負担額前期料金算定処理時の職員チェックにより、対象者3名の令和4（2022）年9月から令和5（2023）年3月分の利用者負担額が誤っていることが発覚した。なお、当該チェックにおいて3名以外の方への影響はなかった。
	当時の対応	①令和5（2023）年3月31日（金）、在籍施設及び対象者へ謝罪するとともに、対象者に対して、正しい利用者負担額を通知した。なお、支払済額との差額については、今後、対象者が利用施設へ直接支払われる予定。 ②令和5（2023）年4月4日（火）、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた【資料No.(2)-97-1】
発生原因	<p>【1件目】「父」「母」の所得割額により利用者負担額を算定すべきところ「母」のみの所得割額により利用者負担額を算定したことによるもの。</p> <p>【2件目】利用者負担額算定にあたっては、所得割額に寄附金税額控除の額を足し戻すべきところ、寄付控除額を足し戻す前の額で利用者負担額を算定したことによるもの。</p> <p>【3件目】本件は、政令指定都市からの年度途中転入者であり、1月1日時点で政令指定都市に住居票がある者の利用者負担額を算定する場合は、当該政令指定都市における市町村民税額の所得割額に8分の6を乗じた額をシステムに手入力したうえで利用者負担額を算定することとなるが、その際に誤った金額を入力したことによるもの。</p>	
再発防止対策	職員において利用者負担額算定に係る手順・考え方等を再度確認するとともに、事務マニュアルに基づく処理及びチェックを徹底する。	
その他		
添付資料	【資料No.(2)-97-1】	